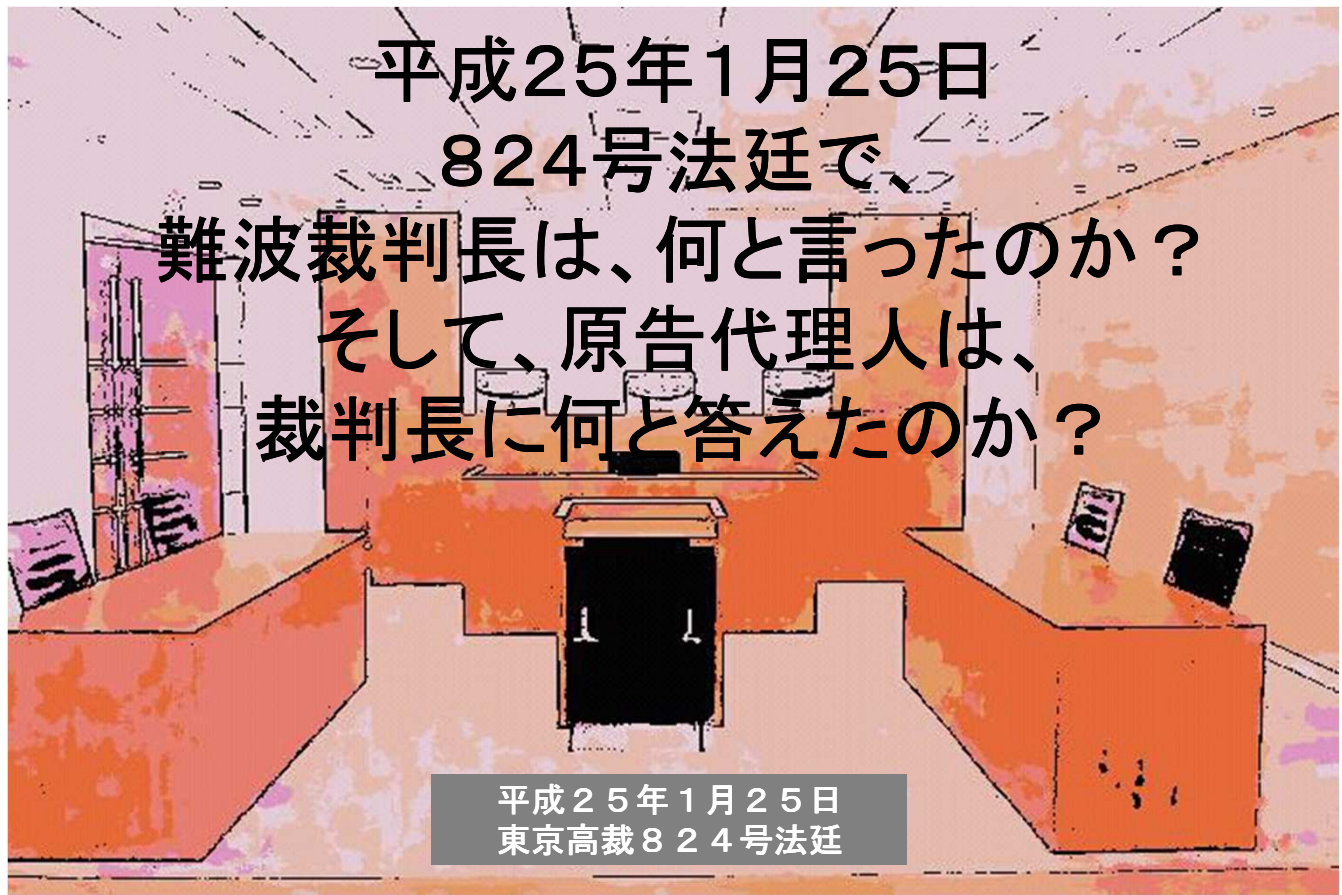




平成25年3月6日(水)午後2時30分
(東京高裁824号法廷)

「1人1票判決」を大胆予測！

その理由は、

平成25年1月25日(水)午後2時30分の
口頭弁論期日の法廷内の
裁判長と原告代理人とのやりとりの中にある。

平成25年1月25日
東京高裁824号法廷

原告代理人の意見陳述終了後～

訴状から御質問させていただきたいのですが、訴状8頁(「主権者の多数決論」)の主位的主張については、維持されるということによろしいのでしょうか？

こちらが主位的主張ということで・・・。



原告の主位的主張は、
あくまでも
「主権者の多数決論」です。

先ほどの意見陳述では、主に平成23年最高裁判決、平成24年最高裁判決について述べられていて、多数決論は述べられなかったものですから、少し混乱したのでお伺いしています。

最高裁判決に沿った判決をお望みですか？

主位的主張は多数決論？それとも、両立てですか？

裁判所としても、肩すかし判決は書きたくないものですから・・・。





主位的主張である
「主権者の多数決論」への判
決をお願いします。



わかりました。
それでは、判決言
渡期日を指定します。
判決言渡しは、
3月6日(水)午後2時
30分です。

さて、この難波裁判長の発言は何を意味するのか？



全国弁護士グループは、2009年の衆院選挙から1人1票訴訟を始めました。

そして、2009年(衆)、2010年(参)の1人1票裁判では、従来通りの平等論の議論をせずに、統治論(「主権者の多数決論」)を主位的に主張してきました。

しかし、これまでの高裁、最高裁での、全24の判決は、いずれも、この「主権者の多数決」論への判断をしませんでした。

ところが、東京高裁難波裁判長は、わざわざ、4年間、24の高裁判決・最高裁判決が沈黙した、この「多数決論」について判断しますと発言されました。

この多数決論を議論すれば、「一人一票」選挙(即ち、「人口基準選挙」)以外に解はないのです。

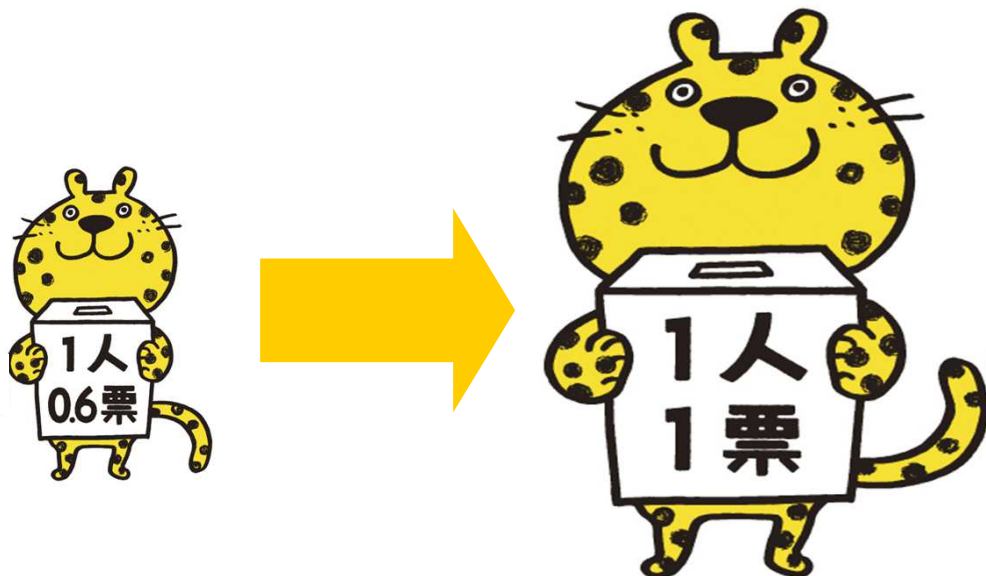
ということは……

東京高裁・難波裁判長は、



と判決すると予測することができるわけです。

つ・ま・り、



0.6票君は、
晴れて、1票君になるのです！

平成25年3月6日(水)午後2時30分
(東京高裁824号法廷)

の

「1人1票判決」の 言渡しの瞬間に立ち会おう！

傍聴希望者の方の人数の目安のために、傍聴ご予約の方はクリックをお願いいたします。

1. 傍聴(予定)・裁判所入るところ

傍聴します